



障害者優先調達推進法が成立 ～障害者の雇用・自立促進、工賃増を目指して～

▼平成24年6月20日、「障害者優先調達推進法」（「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」）が成立し、平成25年4月1日から施行されます。同法は、障害者が作る製品の優先的な購入を国や独法などに義務付け、障害者の就労機会を増やすことで自立を促進することを目的としています。

国等が商品購入や業務委託を行う際は、競争入札による契約が原則のため、民間企業に比べて競争力の弱い障害者の就労施設等では契約が難しい傾向にある、とされ、また障害者施設等で働く障害者が増える一方で、景気の低迷で民間企業から障害者施設等への発注は不安定だったこと等に鑑み、障害者施設側からは国等からの安定した仕事の受注の促進を求める声がありました。こうした声を踏まえて、同法では国などに対し、障害者施設からの商品購入を優先的に行うとともに、毎年度の調達目標とその結果を公表するよう定められました。また地方自治体と地方独立行政法人に対しても、障害者施設等の受注機会を増やすよう求めました。

また、国等の行う入札の際の民間企業の参加条件として、障害者の法定雇用率の充足状況や障害者施設等との取引状況に配慮すること等を盛り込みました。

同法の成立により、障害者の就労支援に当たる関係者、障害者施設関係者等からは、効果的な自立支援とともに、工賃増・確保に対する期待が高まっており、各地で関係団体の集会が行われています。

（参考：福祉新聞／厚労省HP／公明党HP ほか）

＜障害者優先調達推進法＞

- ▼障害者の自立促進のため、障害者施設等から優先的に商品を購入することを国等に義務づける
- ▼厚労大臣は物品調達のための「基本計画」を策定し、各省庁や地方自治体は「調達方針」を策定する
- ▼国は、毎年度調達目標を定めて結果を公表する
- ▼各省庁や自治体も「調達実績」をとりまとめて公表する
- ▼地方自治体は障害者施設の受注機会拡大を支援する
- ▼国の入札においては、業者の参加条件を「障害者雇用率」を考慮した内容とする

特養内部留保に対する業界団体の反応 —ユニット推進協がシンポジウム—

▼本ファックスニュースで既報の、「特養の内部留保が1法人均3億円との厚労省の公表データに対し、全国個室ユニット型施設推進協議会(ユニット推進協)は、7月26日にシンポジウム「特養の内部留保を検証する」をさいたま市内で開催し、パネリストからは、財務省や厚労省が示すデータは実態を反映していない」などの意見が多く出されました。

特養の内部留保は、その他の積立金と次期繰越活動収支差額の合計額をその定義とした昨年12月の厚労省のデータ公表後、先月には財務省が「部留保の金額が多い特養は、少ない特養に比べて社会福祉法人による利用者負担軽減制度(社福減免)の実施率が低い傾向にある、という調査結果を発表しています。ユニット推進協では、資金収支計算に基づいた調査をまとめているとされ、「平均値は判断を誤らせる」などの意見とともに、「運用可能な内部留保の中には運営のために必要不可欠な資金が多く含まれている」「退職金や事業再生のための資金が必要」「他施設の建設資金等は必要な資金」などの意見が出されました。

財務省のコメントは障害サービス事業実施法人の内部留保(5.8億円とされている)にも及んでいるほか、保育所においても同様の調査がなされており、今後の社会福祉事業全体への影響が注目されています。

（参考：ユニット推進協HP／CBニュース）

介護職員の離職率、過去最低 —平成23年度介護労働実態調査—

▼(財)介護労働安定センターは、介護事業所調査としての「平成23年度介護労働実態調査」及び介護労働者調査としての「介護労働者の就業実態と就業意識調査」の結果を公表しました。

昨年の介護職員の採用率は21.0%、離職率は16.1%、増加率は4.9%で、沖縄県を除くすべての都道府県で増加率がプラスの結果となりました。(沖縄県は±0)離職率については、平成16年度の調査開始以来、史上最低を記録しましたが、一方で職員不足に悩んでいる事業所は、2年連続で半数を超える結果となりました。

また介護労働実態調査の中では、介護保険事業者の経営主体別データや規模別データ、平均要介護度データなど、厚労省の公表している統計データとは異なる、事業経営上興味深い情報も掲載されています。

（参考：(財)介護労働安定センターHP／CBニュース）

	調査数 (無作為抽出)	有効 回答数	有効 回収率
介護実態調査	17,151 事業所	7,070 事業所	41.2%
就業実態と 就業意識調査	51,453人	18,187人	35.3%